

平成21年度採用 鏡野町臨時職員試験

平成21年4月採用の臨時職員を次のとおり募集します。

【募集職種】 臨時保育士

【職務内容】

- ① 町立保育園保育士
- ② 週休二日
- ③ 各種保険有
- ④ 給与等は鏡野町臨時職員給与基準による。

【受験資格】

- ① 保育士資格を有する者
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- ③ 土曜日勤務も可能な者

【採用予定人数】 若干名

【試験日・内容】 平成21年 1月18日（日） 筆記（小論文）と面接

【試験会場】 ペスタロッツ館 特別会議室

【応募方法】

提出書類 ・市販の履歴書に必要事項を記入の上、たて5cmよこ4cmの写真を貼ったもの。
・資格を証する書類の写し

受付場所 鏡野町教育委員会学校教育課（ペスタロッツ館2階）または鏡野町役場総務課

【応募期限】

平成21年1月7日（水）

【個人情報の取扱い】

提出していただいた個人情報は採用試験のためのみ使用します。なお採用が決まった方の個人情報については、採用後人事管理のため引き続き利用します。その他の方の個人情報は採用試験終了後、速やかに廃棄いたします。



問い合わせ先 鏡野町教育委員会 学校教育課 ☎ (0868) 54-7799

～町民環境課からのお知らせ～

住民票の手続きについて、**親族でも委任状が必要です！**
こんな場合は…



住民票の手続き（住民票の写しの請求・住民票の異動）は、たとえ親族でも別世帯の方になると**委任状の提出が法律で義務付けられています。**（住民基本台帳法第27条3項・施行規則第8条の3）



（例）鏡野町竹田660番地の家

「同じ家」「同じ番地」でも同一世帯とは限りません。つまり生活実態と住民票上の世帯は一切関係ないということです。

図のように、同じ家に住んでいても、親子でそれぞれ世帯を作られている場合は、別世帯となりますのでご注意ください。

世帯分離された場合も同じです。

◆窓口での本人確認が法律で義務化されました

平成20年5月1日 住民基本台帳法・戸籍法の改正により、鏡野町窓口でも本人確認を実施しております。各種証明書の取得や異動届でお越しの際は必ず本人確認できるものをお持ちください。

【本人確認資料の例】

- 1点でよいもの 運転免許証・パスポート・住基カード など官公署発行の顔写真付きのもの
- 2点必要なもの 健康保険証・年金手帳（証書）・各種医療受給者証・学生証 など